

「津市子ども・子育て会議」について

平成28年2月19日

津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。



すくすく
ジャパン!



津市子ども・子育て会議について

1 設置根拠

津市子ども・子育て会議条例（平成25年10月1日施行）に基づき設置

※法的根拠

●子ども・子育て支援法第77条第1項

●地方自治法第138条の4第3項

2 会議の目的

津市子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定、「子ども・子育て支援事業計画」の策定や変更、また当該事業計画の進捗管理などに関して、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの幅広いご意見をお聴きし、市はそのご意見を施策に反映させ、実施していくことを目的としています。

3 所掌事項

- 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- 特定地域型保育事業（小規模保育や事業所内保育等）の利用定員の設定に関する事
- 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

4 委員構成等

委員 20人 会長 1人・副会長 1人を置く（委員の中から選任）

（委員構成）

学識経験者	3人
子どもの保護者	3人
子ども・子育て支援事業従事者	4人

子ども・子育て関係団体	4人
公募委員	4人
事業所代表	2人

子ども・子育て支援法（抜粋）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 (略)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 (略)

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

第61条 1～6 (略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 (略)